

＜愛知県循環器病対策推進計画の策定について＞

(1) 策定の目的

脳卒中や心臓病などの循環器病は、死亡や介護を要する状態の主要原因の1つとなっていることから、国は循環器病対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「健康寿命の延伸を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」を定め、2020年10月に「循環器病対策推進基本計画」を策定した。これを踏まえ、本県においては2021年度中に「愛知県循環器病対策推進計画」を策定する。

(2) 計画期間

2021年度から2023年度まで

（計画期間は通常6年間であるが、「愛知県地域保健医療計画（2018年度～2023年度）」や「愛知県高齢者福祉保健医療計画（2021年度～2023年度）」の計画見直しサイクルに合わせるため、今回は3年間とする。

(3) 策定に係る体制

愛知県循環器病対策推進協議会を設置

※名古屋大学循環器内科学教授、同大学心臓外科学教授、名古屋市立大学病院長（脳神経外科学教授）、県医師会理事、県歯科医師会副会長、県居宅介護支援事業所連絡協議会常任理事、心臓病経験者、脳卒中経験者 など20名

(4) 全体目標等

【全体目標】 2040年までに、3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少

《基本方針Ⅰ》 循環器病予防に関する取組の推進

《基本方針Ⅱ》 保健、医療及び福祉サービスの切れ目ない提供体制の整備

(5) 主な計画の内容

全体目標の達成に向けて、2つの基本方針に基づき、循環器病に関する取組を推進する。

《基本方針Ⅰ》 循環器病予防に関する取組の推進

個別施策	主な内容
(1) 循環器病の予防や正しい知識に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・循環器病の予防に必要な知識の普及啓発 ・循環器病の症状や発症時の対応に関する普及啓発
(2) 健診の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査・特定保健指導の実施率向上のための取組の推進 ・健診結果を活用した生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の推進

《基本方針Ⅱ》 保健、医療及び福祉サービスの切れ目ない提供体制の整備

個別施策		主な内容
(1) 循環器病に係る医療体制整備の推進	① 救急搬送体制の整備	・速やかな搬送体制の整備
	② 医療提供体制の整備	・発症直後から在宅療養に至るまで、病期に応じた適切な医療やリハビリテーションを提供するための医療体制の整備
(2) 循環器病患者等を支えるための多職種連携の推進	① 循環器病に関する適切な情報提供及び相談支援の推進	・循環器病の療養生活に必要な情報提供の促進や相談支援の推進
	② ライフステージに応じた循環器病対策の推進	ア 小児期・若年期の循環器病対策 ・小児から成人までの切れ目ない医療体制の整備や支援の充実 イ 働く世代の循環器病対策 ・治療と仕事の両立支援の推進・就労支援 ウ 高齢期の循環器病対策 ・地域包括ケアに係る取組の推進 ・緩和ケアの推進

(6) 計画公表までの経過

2021年 6月 1日 (火)	第1回循環器病対策推進協議会《骨子検討》
8月20日 (金)	第2回循環器病対策推進協議会《素案検討》
10月19日 (火)	
～11月17日 (水)	パブリック・コメント実施(意見件数:31件〈20人〉)
12月24日 (金)	第3回循環器病対策推進協議会《最終案検討》
2022年 1月下旬～2月上旬	計画の策定・公表